

グランクラスで行く『残雪を望む 越後湯沢』 厳選夕餉をご賞味

朝採りの山菜を肴に
秘蔵の銘酒を楽しむ!!



※写真はイメージです。

『雪国の宿 高半』お料理の一例

- ・湯ノ沢で採取した ふきのとう ポタージュ
- ・あけびの新芽(木の芽)と平飼い地鶏卵
- ・天然岩魚の塩焼き
- 他、旬の素材を生かしたお料理

ご提供予定の地酒

- ・白瀧 セブン
- 他希少銘柄の地酒をご用意しております。



※写真はイメージです。

『湯元眺望閣 湯吾間蔵 YUMAKURA』

ご到着後、まずは半露天風呂付客室にて各々ごゆっくりお休みいただきます。その後、レストラン空間にご移動後、コース料理をお楽しみいただきます。

「春の芽吹きを感じるSPRING食楽kuraコース料理」(仮名)

●旅行出発日：

2023年 4月24日(月)・4月25日(火)・4月26日(水)
各1日間(日帰り)

●旅行代金：大人おひとり様 79,800円

<東京駅発着料金となります>

<子供の旅行代金も大人と同額となります>

○利用新幹線：JR上越新幹線グランクラス

○利用食事施設：越後湯沢 「雪国の宿 高半」

越後湯沢 「湯元眺望閣 湯吾間蔵YUMAKURA」

※ 上記食事施設からお申込みの際は1施設をご選択いただけます。

※ 各食事施設は1日2名4組限定の企画となります。

※ お食事は地元食材並びに高級食材をお楽しみいただけます。

○食事条件：朝食0回、昼食0回、夕食1回

○添乗員：添乗員は同行しません(越後湯沢駅にて送迎ドライバーがお迎えに上がります。)

○旅行代金含まれるもの：JRグランクラス運賃料金、送迎タクシー代、夕食代

○旅行代金に含まれないもの：夕食時飲み物代

○最少催行人員：2名(募集人員各出発日4名)

○申込締切：2023年4月19日(水) 但し締切前に定員に達次第締め切りさせていただきます。

○お電話 (025-241-6161)でお申し込みをお願いします。

○行程表

とき325号
グランクラス利用・指定席 送迎車
東京駅 ----- 越後湯沢駅 =====
14:40発 15:56着 16:15発

(料理長厳選の夕食をご賞味いただけます) 送迎車 とき346号
夕食場所(高半または湯居間蔵をお選びいただけます) ===== 越後湯沢駅 ----- 東京駅
16:45着 19:45発 20:15着 20:28発 21:52着

---- : JR ===== : タクシー

※詳細日程については参加者の方へ最終案内としてお渡しいたします。

<ご案内>

1、お申込の方へ、旅行代金お支払いのために請求書をお送りいたします。

2、ご旅行参加の方には、ご出発の1週間前に 出発のご案内書(出発場所、時間)をお送りいたします。[旅行条件算出基準日 2023年4月1日]

国内募集型企画旅行条件書

■お申し込み

(1) 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。当社が定める所定の期日までに参加申込金を所定の口座にお振込みください。

- * 申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)

■ウエイティングの取扱いについての特約

お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態をお待ちいただける期間を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウエイティング登録」といいます。)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合は速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウエイティング登録」の解除の申出があったり、又はお待ちいただける期間満了にて結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

■申込条件

- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後)これらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。) ためて当社からのご案内申し上げます。旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可能な合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とされる措置についてお問い合わせ、又は書面でもそれをお申し出いただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を承認することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただきます。なお、お客さまからの申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。(但し一部コースを除きます。)
- 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画、募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

(5) 旅行契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
 ① 当社は、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金(一部申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結することがあります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

- 通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。
- 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。

- 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
 - ① 他旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断するとき
 - ② お客様が暴行、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき
 - ③ お客様が当社に対して暴力的な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき
 - ④ お客様が流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき
- その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■旅行代金・追加旅行代金
 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①(1)人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

■確定日程表
 確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約の変更・代金の変更
 (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたると日より前にお知らせします。
 (2) 複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)
 お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ① 当社の責任とならないローン等の事由によるお取消の場合も表記取消料をいただきます。
- ② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

- 下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)
 ① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき、「旅程保証」の項1~9に定める事項をいいます。
 ② 旅行代金が増額された場合
 ③ 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
 ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

- 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部例外)
 ① お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は8日目)に当日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 ② 旅行代金を期日までに支払いただけないとき
 ③ 申込条件の不適合
 ④ 病災、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
 ⑤ お客様が①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■旅費補償

当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害を受けて、旅行契約特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)として、一割又は一割二割に達しない補償限度(10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金率のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行日において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の支費

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。
■事故等のお申し出について
 旅行中に、事故などが発生した場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなるまで、1次緊急通知ください。)

■個人情報取扱について
 ※Eメールに在りてお問い合わせください。
 イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行先でのお客さまのお買物等の便宜のため、お客さまのお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報、電子決済方法等が販売店等の事業者から提供いたします。
 お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意いただくものとします。
 ロ. 当社は、旅行中に傷害があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷害があった場合に連絡先の方へ連絡の必要がある当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報に当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

八. 当社は当社が保有するお客さまの個人情報を商品開発や商品案内など販促促進活動、お客さまのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。
 住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス

二. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について
 この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款ご希望の方は、当社にご請求ください。当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からご覧いただけます。
 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
 この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

2022年4月1日改定

◆旅行企画・実施◆
**お申込
 お問合わせは**




 旅行業公正取引協議会会員
 一般社団法人日本旅行業協会正会員


近畿日本ツーリスト

観光庁長官登録旅行業第2053号
 ホンポ保証会員 旅行業公正取引協議会会員


近畿日本ツーリスト株式会社 新潟支店

電話:025-241-6161 担当:小柳、三浦
FAX:025-247-1211

総合旅行業務取扱管理者: 鮎久保紀子

〒9500088 新潟市中央区万代4-4-27メットライフ新潟テレコムビル5F
営業時間:10:00~17:00(土・日・祝日休業)
 ※休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できませんので、翌営業日の受付となります。
 総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

登録番号 6044-23-04-0013